

第31回離島対策等検討会 議事録

1. 日時 2017年6月6日(火)13時00分～15時00分
2. 場所 日本自動車会館11階
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第2会議室
3. 出席者 大杉座長、石川委員、小島委員
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部
経済産業省・環境省担当官
4. 議題 1. 2016年度 離島対策等支援事業 実績報告(案)
2. 不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充

5. 会議の概要

(再資源化支援部)

議題1. 2016年度 離島対策等支援事業 実績報告(案)について説明。

(委員)

資料3「4)不法投棄等対策支援事業 支援活動実績 (1)自治体における事業の理解普及」において、放置自動車の適正な処理に関する条例を制定している自治体数を把握されていれば知りたい。

(再資源化支援部)

再資源化支援部が把握している限りでは、200弱の自治体が放置自動車の適正な処理に関する条例を制定している。景観等、他の目的に関する条例で放置自動車を処理している自治体もあるが、その数は把握していない。

(委員)

放置自動車の適正な処理に関する条例に特徴があれば教えてほしい。

(再資源化支援部)

再資源化支援部が情報提供している横浜市と市原市の条例にはそれぞれ特徴があり、放置自動車を廃棄物と判定してから処理する条例と、放置自動車を

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車とみなして処理する条例がある。放置自動車を廃棄物と判定する場合、廃棄物判定委員会を開催するため有識者らで構成される委員会の運営費等が必要となるものの、当該放置自動車を廃棄物として判定するため客観性が高くなる。一方、放置自動車を使用済自動車とみなして処理する場合、廃棄物判定委員会を開催しないため、委員会の運営費等が不要となり処理までの期間を短縮させることができる等の特徴がある。

(委員)

自動車リサイクル法の施行後、放置自動車の適正な処理に関する条例を改正した自治体はあるか。

(再資源化支援部)

千葉県では市原市等、自動車リサイクル法が施行されてから条例を改正した自治体もあると聞いている。

(委員)

放置自動車の処理の実績を教えてほしい。

(再資源化支援部)

市原市では、年間20台程度の放置自動車が発見されるものの、条例に基づき指導することで概ね所有者により撤去されており、市が公費で撤去・処理するのは年間1、2台程度となっている。

(委員)

放置自動車の処理実績も含め、他の自治体に情報提供することは有効的だと考える。

(再資源化支援部)

現在も放置自動車の処理実績も含めて情報提供しており、今後も継続したい。

(委員)

議題1. については、承認する。

(再資源化支援部)

議題2. 不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充について説明。

（委員）

資料4「3. 自動車の不法投棄等に関する相談窓口の拡充」において、想定している体制・要員数を説明されたい。

（再資源化支援部）

相談窓口専用の電話回線を設け、現在の再資源化支援部の要員数（5名）による対応を想定している。

（委員）

相談窓口への問い合わせ件数は想定されているか。また、問い合わせ内容は想定されているか。

（再資源化支援部）

自治体にヒアリングしている範囲では、年間1、2件は自治体に問い合わせがあると聞いている。単純計算で、問い合わせ件数は全国で最大4,000件程度になることが想定される。その場合、再資源化支援部の要員数だけでは対応できないため、コンタクトセンター等の活用も検討したい。

また、問い合わせ内容は、「自分の土地に使用済自動車を投棄された。どのように処理すれば良いか。」などを想定している。その際の民法上の手続きや費用、関連事業者の検索方法等を案内し、問い合わせ者が自ら処理できるように案内できればと考えている。

（委員）

問い合わせ対応については、求められる情報を間違いなく案内できるよう、整理して構造化した情報を活用されたい。また、電話による問い合わせをせずインターネット等で情報検索した際にも自己解決を図れるよう、構造化した情報をホームページ等で活用すること等の工夫も検討されたい。

（再資源化支援部）

既存のコンタクトセンターでも、問い合わせに対応しつつ、よくある質問等を集積しホームページ等で活用している。相談窓口の拡充においても、同様の対応を検討する。

（委員）

問い合わせに対する情報提供の項目には、該当地域における放置自動車の適正な処理に関する条例の有無や処理事業者の情報も含まれることが想定され

る。再資源化支援部自らが定期的に情報を確認せずにすむよう、自治体の情報の収集方法や更新方法は主務官庁にも相談しながら検討してほしい。

（再資源化支援部）

関連事業者の情報は自動車リサイクルシステムで更新しているが、自治体の情報の収集方法や更新方法は課題であるため、主務官庁にも相談しながら検討する。

（委員）

相談窓口の拡充については、自治体と再資源化支援部の位置づけを明確にしておく必要がある。最初の問い合わせは、相談窓口ではなく自治体に入ることも想定されるが、自治体が回答できない場合に自治体が再資源化支援部に問い合わせるのか、または自治体から問い合わせ者に対し再資源化支援部に問い合わせるよう誘導してもらうのかで今後必要となる準備が異なる。自治体が対応可能な問い合わせについては、自治体に対応してもらうことも検討してはどうか。

（再資源化支援部）

私有地に使用済自動車を投棄された事案等について、自治体は積極的に対応できないため、現時点では問い合わせ者に直接再資源化支援部が対応することを想定している。ただし、問い合わせ者が自治体へ相談する可能性も十分にあり、簡単な内容であれば現在も自治体に対応していると推察されるため、相談窓口の対応スキームを検討する際には、自治体に問い合わせが入ることも考慮し、全国市長会や全国町村会等の団体にも相談しながら検討したい。

（委員）

議題2. については、承認する。

（再資源化支援部）

離島対策等検討会での承認を受け、2016年度 離島対策等支援事業 実績報告(案)における収支報告及び出えん実績について、2017年6月9日開催の第75回資金管理業務諮問委員会に上程する。

以上